

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金交付規程

制定 平成19年3月30日
平成18年度規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う、地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、地域地球温暖化防止支援事業費補助金交付要綱（平成19・02・22財産第3号）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、六フッ化硫黄（SF₆）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）及びパーフルオロカーボン（PFC）（以下「代替フロン等3ガス」という。）の排出抑制設備の導入・適用等に係る技術開発で、我が国が京都議定書で約束した排出削減目標の達成に資する事業（以下「助成事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる助成対象経費の範囲内で相当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該助成事業を行おうとする者（以下「助成事業者」という。）に対し、当該助成対象経費の一部に充てるため、助成金を交付する。

(助成金の額及び助成率)

第4条 前条に規定する助成金の額は、助成対象経費の各費目毎に、別表2に定める助成率を乗じた金額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（交付の決定）

第6条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項による助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 機構は、助成金の交付が適当でないときとは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 助成事業者は、本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。

二 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。

三 助成事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。

四 助成事業者は、助成事業の実施に関し契約をする場合において、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すこと。

五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合

- は、実施に関する契約を締結すること。
- 六 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- 七 助成事業者は、機構が第15条第3項の規定により助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 八 助成事業者は、機構が第18条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 九 助成事業者は、機構が第18条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 十一 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、第21条第1項に規定する取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- 十二 助成事業者は、第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- 十三 助成事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- 十四 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、第25条第1項及び第2項の規定に基づく助成事業の結果として得られた技術的成果等を報告すること。

（申請の取下げ）

- 第8条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認等)

第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4-1による助成事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第4項に掲げる軽微な変更を除く。
- 二 助成限度額を超える変更が必要なとき。
- 三 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- 四 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

4 助成事業者は、次のいずれかに該当する軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ様式第4-2による助成事業計画変更届出書を機構に提出しなければならない。

一 助成事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするとき。

ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ) 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

二 助成限度額の範囲内であって、助成限度額の20%を超える額を助成経費の費目間で変更する場合。ただし、委託費・共同研究費の費目を除く。

(債権譲渡の禁止)

第10条 助成事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 機構が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、助成事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、助成事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、助成事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、機構は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

する。

一 機構は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 機構は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、会計事務の取扱に関する機構達(平成15年度機構達第6号)第5条の規程に基づき、出納命令職又は出納命令職代理が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(遅延等の報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延等報告書を機構に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る助成事業の実施状況について、様式第6による実施状況報告書により指示する期日までに、機構に提出しなければならない。

(実施報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該助成事業の完了した日の属する機構の事業年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 助成事業者は、助成事業が機構の事業年度内に完了しないときは、当該事業年度の末日までに様式第8による年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。

4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(助成事業の承継)

第14条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(助成金の額の確定等)

第15条 機構は、第13条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の助成金の額の確定は、配分された助成対象経費の費目ごとの実支出額に助成率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された助成金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

- 一 返還すべき助成金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

5 機構は、助成事業者が第3項の規定による請求を受け、当該助成金を返還したときは、様式第10による返還報告書を提出させるものとする。

6 機構は、助成事業者が返還すべき助成金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第16条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構へ提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(助成金の支払)

第17条 機構は、第15条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められた場合には、助成金の一部について概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 機構は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 助成事業者が、法令、本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。

二 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

三 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。

4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 機構は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。

6 第15条第4項から同条第6項の規定は、第4項の規定に基づく助成金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第19条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合の加算金の計算においては、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ

れの受領の日において受領したものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第13条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 機構は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、助成金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより助成事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(助成事業の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（助成金調書）

第24条 地方公共団体が助成事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該助成事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第17による調書を作成しなければならない。

（結果等の報告）

第25条 助成事業者は、機構の指示に従い、助成事業が完了した年度末から2ヶ月以内に、助成事業の技術的成果及び効果等について報告しなければならない。

2 助成事業者は、機構の指示に従い、助成事業が完了した年度の翌年度末まで、助成事業の実施結果として得られた技術的成果、効果等に係る実証データの採取・分析を行い、助成事業が完了した年度の翌年度末から2ヶ月以内に、予想される京都議定書第1約束期間における排出抑制効果等について報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

(別表 1)

地域地球温暖化防止支援事業（代替フロン等3ガス対策）の助成対象経費

費目	細目	助成の対象となる費用
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費	建物の建造、改造、購入、借用に要する費用(ガス、水道、暖房、証明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む。)であって、専ら申請に係る助成事業に使用され、かつ当該助成事業に必要な不可欠なもの。
	2. 機械装置等製作・購入費	助成事業(試作品の試験・評価を含む。以下同じ。)に必要な設計費(自社で行うものに限る。)及び機械装置、工具器具備品(木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。)の購入、製造、借用又は据付けに必要な経費。 ※自社で機械等を設計する際に用いられる「設計単価」を用いても構いません。ただし、設計単価の根拠となる説明は必須となります。大型装置を購入する場合は、レンタル等も検討し安価な方を採用して下さい。
	3. 保守・改造修理費	助成事業に必要な機械装置、工具器具備品(木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。)の保守、改造、修理、修繕に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費	助成事業に直接従事する研究開発職員に対する人件費。 ※健保等級に基づく労務費単価表の単価に基づいて算定することを原則とします。
	2. 補助員費	助成事業を行うために直接必要な雇上費。
III その他の経費	1. 消耗品費	助成事業を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。
	2. 旅費	助成事業を行うために必要な旅費。
	3. 外注費	助成事業に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。 ※技術開発要素のない部分を外注・請負の形で出すための経費
	4. 諸経費	助成事業を行うために直接必要な文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、技術指導の受入れ等に必要な経費。
IV 委託費・共同研究費		助成事業のうち申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算出に当たっては、上記 I から III (機械装置等費、労務費、その他の経費)に定める項目に準じて行う。

(別表 2)

地域地球温暖化防止支援事業（代替フロン等3ガス対策）の助成率

事業者	内 容	助成率
民間団体・公益法人等	代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・適用等に係る技術開発事業であり、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)での温室効果ガス排出削減見込量(CO2換算トン)に一定額(世界銀行「State and Trends of the Carbon Markets」の最新版等を参考として別途設定)を乗じた額が、助成事業に要する助成対象経費の2/3を超える場合。	2/3 以内
	代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・適用等に係る技術開発事業であり、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)での温室効果ガス排出削減見込量(CO2換算トン)に一定額(世界銀行「State and Trends of the Carbon Markets」の最新版等を参考として別途設定)を乗じた額が、助成事業に要する助成対象経費の1/2を超える場合。	1/2 以内
	代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・適用等に係る技術開発事業であり、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)での温室効果ガス排出削減見込量(CO2換算トン)に一定額(世界銀行「State and Trends of the Carbon Markets」の最新版等を参考として別途設定)を乗じた額が、助成事業に要する助成対象経費の1/2以下の場合。	1/3 以内
地方公共団体	代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・適用等に係る技術開発事業であり、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)に温室効果ガスの排出削減効果があると判断できる場合。	1/2 以内

様式第1

番 号
年 月 日

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付申請書
(代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成事業の概要
 - (1) 目標
 - (2) 内容
3. 助成金交付申請額
 - (1) 助成事業に要する経費 円
 - (2) 助成対象経費 円
 - (3) 助成金交付申請額 円
 - (4) 助成率 /
4. 助成事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日 交 付 決 定 の 日
 - (2) 完了予定年月日 平 成 年 月 日
5. 助成事業の実施計画
 - (1) 助成事業内容等説明書 … (添付資料1)
 - (2) 助成事業実施計画書 … (添付資料2)
6. 連絡先
 - 担当者所属
 - 役職・氏名
 - 郵便番号、住所
 - 電話番号、FAX番号
 - Eメールアドレス

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の経理の状況を記載した書面
- (2) 申請者が申請者以外の者と共同して助成事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) その他機構が指示する書面

2. 助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{助成金交付申請額}$$

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金は、代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業に採択された事業者であって、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)に温室効果ガスの排出削減効果が見込まれ、費用対効果が優れていると認められる技術開発を行う方へ交付するものです。

(添付資料1)

助成事業内容等説明書

- 1 助成事業の名称
- 2 申請者の概要
 - (1) 申請者名、住所、電話番号
 - (2) 略歴
 - (3) 資本金
 - (4) 従業員数
 - (5) 現在の主要事業内容（主な製品等）
- 3 助成事業の実施体制等
 - (1) 組織（図示すること）
 - (2) 事業の実施場所
 - (3) 事業の実施責任者(主任研究者等)の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先
 - (4) 事業に従事する人員
技術開発職員 名
 - (5) 他からの指導者又は協力者
 - (6) 経理担当者の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先
- 4 助成事業の内容等
 - (1) 具体的ニーズと使用が予定される環境（現状及び将来の規模、競争環境、事業化による普及効果や先導的効果等）
 - (2) 事業の目標（当該申請事業による京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)での温室効果ガス排出削減量(CO₂換算トン)の累積予想値を定量的に述べること。）
 - (3) 上記目標設定の理由（上記目標の設定根拠について説明すること。併せて、既存の機器・設備・施設との関連や、内外における技術動向等について説明すること。）
 - (4) 事業の内容（(2)の目標を達成するために必要な事業の内容を説明すること。）
 - (5) 事業の技術開発課題（当該申請事業に係る排出抑制設備、施設の技術的課題、改善や工夫が必要な内容、並びに、問題解決のための方策等について説明すること。）
 - (6) 他の助成金制度等による交付金受給の有無（当該事業の全てもしくは一部及び当該事業に関連した技術で、これまでに国、機構、地方自治体等からの委託又は補助金交付等を受けたことがある場合あるいは現在申請中の場合には、その概要を明記すること。）
 - (7) その他（申請に係る事業の実施について特に問題意識や背景があれば具体的に説明すること。）
- 5 助成事業の計画
 - (1) 事業実施日程計画（添付資料2に記載）
 - (2) 事業費計画（添付資料2に記載）
 - (3) 申請事業期間における資金計画

6 期待される効果

7 機構が設定する目的・目標を達成するための事業テーマとその有効性

(注)

- 1 助成金の交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(添付資料2)

助成事業実施計画書

1 助成事業の目標

2 助成事業の内容

3 事業実施日程計画

開始予定日 交 付 決 定 の 日

終了予定日 平成 年 月 日

日 程 表

導入・ 技術開発項目	予定 年月日			
		月	月	月
〇〇装置の開発				
〇〇装置の設置				
〇〇装置の評価				

※本表は、申請者が「EXCEL(日本工業規格A列4版：横位置)」にて作成しても良い。

4 助成事業に要する資金及び費用の内訳

(単位：円)

	費 目	平成 年度	備 考
収	I. 自己資金		
	II. 借入金		
	III. その他の収入		
	(小計)		
入	IV. 助成金交付申請額		
	合計		

(単位：円)

	費 目 / 細 目	平成 年度			備 考
		対象額	助成率	交付申請額	
支 出	I. 機械装置等費				
	1. 土木・建築工事費				
	2. 機械装置等製作・ 購入費				
	3. 保守・改造修理費				
	II. 労務費				
	1. 研究員費				
	2. 補助員費				
	III. その他の経費				
	1. 消耗品費				
	2. 旅費				
	3. 外注員費				
	4. 諸経費				
	IV. 委託費・共同研究費				
合 計					

- (注) 1 事業期間における助成事業に要する総費用及び調達額を各費目毎に記載すること。
 2 助成金交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。
 3 支出については、別紙様式による積算内訳を添付すること。

(別紙)

助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額

助成事業者の 名称及び住所									
助成事業の名称									
助成金の額		金 円							
費 目	細 目	種別/ 仕様	単 位	数 量	単 価	助成事業に要する 経費	助成対象経費	助成率	助成金の額
					(円)	(円)	(円)		(円)
I. 機械装 置等費	1. 土木・建築工 事費								
	2. 機械装置等 製作・購入費								
	3. 保守・改造修 理費								
II. 労務費	1. 研究員費								
	2. 補助員費								
III. その他 の経費	1. 消耗品費								
	2. 旅費								
	3. 外注費								
	4. 諸経費								
IV. 委託費 ・共同研究 費									
合計									

※本表は、申請者が「EXCEL(日本工業規格A列4版：横位置)」にて作成しても良い。

助成事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額 (単位：円)

費目	助成事業に要する経費				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
I. 機械装置等費					
II. 労務費					
III. その他の経費					
IV. 委託費・共同研究費					
合計					

※本表は、申請者が「EXCEL(日本工業規格A列4版：横位置)」にて作成しても良い。

番 号
年 月 日

申請者 名 称
代表者等名 殿

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付決定通知書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

平成 年 月 日付申請があった平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金については、地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付をもって申請のありました平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付申請書の記載のとおりとします。
2. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとします。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 助成対象経費の配分及びこの配分された費用に対応する助成金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 助成金の額の確定は、助成対象経費の費目ごとに配分された経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と、これらに対応する助成金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 助成事業者は、以下の交付条件に従って助成事業を実施しなければなりません。
 - 一 助成事業者は、交付規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
 - 二 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第 11 条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
 - 三 助成事業者は、交付規程第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。

- 四 助成事業者は、助成事業の実施に関し契約をする場合において、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すること。
- 六 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うこと。
- 七 助成事業者は、機構が交付規程第15条第3項の規定による助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 八 助成事業者は、機構が交付規程第18条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 九 助成事業者は、機構が交付規程第18条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 十一 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、交付規程第21条第1項に規定する取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- 十二 助成事業者は、交付規程第21条第3項及び交付規程第22条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- 十三 助成事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- 十四 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、交付規程第25条第1項及び第2項の規定に基づく助成事業の実施結果として得られた技術的成果等を報告すること。
6. 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
- なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- 一 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
 - 二 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
 - 三 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - 四 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - 五 事業者等の名称及び不正の内容の公表。
8. その他、機構の付した条件を遵守しなければなりません。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成費は、代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業に採択された事業者であって、京都議定書第 1 約束期間(2008年～2012年)に温室効果ガスの排出削減効果が見込まれ、費用対効果が優れていると認められる技術開発を行う方へ交付するものです。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金交付申請取下げ届出書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 8 条の規定に基づき、交付申請の取下げについて下記のとおり届け出ます。

記

1. 助成事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る助成対象経費及び助成金の額
 - (1) 助成対象経費
 - (2) 助成金の額

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金計画変更承認申請書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、助成事業の計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更の理由
4. 変更が助成事業に及ぼす影響
5. 変更後の助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の配分額 (別紙)
6. 同上の算出根拠

(注) 1. 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

2. 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書(案)、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書並びに承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

(別紙)

変更後の助成事業に要する経費の配分

(単位：円)

費目	助成事業に要する経費		助成対象経費			助成率	助成金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計									

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金計画変更届出書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 9 条第 4 項の規定に基づき、助成事業の軽微な計画変更(等)について下記のとおり届け出ます。

記

1. 助成事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更の理由
4. 変更が助成事業に及ぼす影響
5. 変更期日
6. 変更後の助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の配分額(別紙)
7. 同上の算出根拠

(別紙)

変更後の助成事業に要する経費の配分

(単位：円)

費目	助成事業に要する経費		助成対象経費			助成率	助成金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額		配分済額	変更額	改配分額
合計									

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金遅延等報告書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 1 条の規定に基づき、助成事業の遅延等について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 円
4. 遅延等に対してとった措置
5. 遅延等が助成事業に及ぼす影響
6. 助成事業の遂行及び完了予定日

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金実施状況報告書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 2 条の規定に基づき、助成事業の実施状況について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成事業の実施状況の概要
3. 助成事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(別紙)

助成事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

費目	助成対象経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金実績報告書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、助成事業について下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成事業
 - (1) 助成事業の名称
 - (2) 助成事業の内容
 - (3) 助成事業の効果
2. 助成事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表 (別紙)

(注 1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、様式第 1 5 による取得財産等管理明細表を添付すること。

(注 2) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

助成金所要額 - 消費税等仕入控除税額 = 助成金額

(別紙)

収支明細表

費目	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	助成対象 経費の額	助成金の 額	助成対象 経費	助成金の 額	助成対象 経費の額	助成金の 額
合計						

(単位：円)

決算額					差引	備考
収入	支出					
助成金の 収入額	助成対象経 費の実績額	助成対象経 費の限度額	助成率	助成金の 額		

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金年度末実績報告書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、助成事業について下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成事業
 - (1) 助成事業の名称
 - (2) 助成事業の内容
 - (3) 助成事業の効果
2. 助成事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表 (別紙)

(別紙)

収支明細表

費目	交付決定額						交付決定額のうち 翌年度への繰 越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定 額		助成対象 の経費額	助成金 の額
	助成対象 の経費額	助成金 の額	助成対象 の経費額	助成金 の額	助成対象 の経費額	助成金 の額		
合計								

(単位：円)

繰越額差引後		決算額					差引	備考
		収入	支出					
助成対象 の経費額	助成金 の額	助成金の 収入額	助成対象経費 の実績額	助成対象経費 の限度額	助成率	助成金 の額		

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金承継承認申請書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった助成事業の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧助成事業者名
2. 助成事業の地位の承継理由
3. 助成事業の名称
4. 助成事業の内容
5. 交付決定通知書に記載された助成金の額 円
6. 既に交付を受けている助成金の額 円

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金返還報告書（確定に係るもの）
（代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業）

助成金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金交付規程第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成金確定通知額及び年月日 円（平成 年 月 日）
3. 既に交付を受けている助成金の額 円
4. 返還を請求された金額及び年月日 円（平成 年 月 日）
5. 返還すべき金額 円
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 円（平成 年 月 日）
 - (2) 延滞金 円（平成 年 月 日）
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 延滞金 円

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、助成事業の消費税額及び地方消費税額の確定(等)について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成金額(交付規程第 1 5 条第 1 項による助成金の確定額) 円
3. 助成金の確定時における消費税等仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る
消費税地方消費税額仕入控除税額 円
5. 助成金返還相当額(4. - 3.) 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金精算(概算)払請求書
(代替フロン等 3 ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等 3 ガス対策)助成金交付規程第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり精算(概算)払を請求します。

記

1. 助成事業の名称
2. 精算(第 回概算)払請求金額 円
3. 請求金額の内訳(別紙)
4. 概算払を必要とする理由(概算払いの場合に限る。)
5. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

費目	助成対象経費の額			助成率	助成金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分済額	前回までの 受領額	今回 請求額
合計							

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金返還報告書（取消しに係るもの）
（代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業）

地域地球温暖化防止支援事業（代替フロン等3ガス対策）助成金交付規程第18条第6項の規定に基づき、助成金の返還（取消しに係るもの）について下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 既に交付を受けている助成金の額 円
3. 返還を請求された金額及び年月日 円（平成 年 月 日）
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 円（平成 年 月 日）
 - (2) 加算金 円（平成 年 月 日）
 - (3) 延滞金 円（平成 年 月 日）
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 加算金 円
 - (3) 延滞金 円

様式第 1 4

取得財産等管理台帳

〔平成 年度〕

区分 財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	助成 率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍、資料、図面類、(ニ) 無体財産権(産業財産権等)、(ホ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等管理明細表

[平成 年度]

区分 財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	助成 率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 22 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍、資料、図書類、(ニ) 無体財産権(産業財産権等)、(ホ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金財産処分承認申請書
(代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

地域地球温暖化防止支援事業(代替フロン等3ガス対策)助成金交付規程第22条第3項の規定に基づき、助成事業の財産処分について下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)
4. 処分の条件

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。
2. (1) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
- (2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

平成 年度地域地球温暖化防止支援事業助成金調書
(代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業)

(地方公共団体名：) (補助事業等の名称：) (単位：円)

国			地方公共団体										備考	
歳出 予想 科目	交付決定 の額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算規模	収入済額	科目	予算規模	うち国庫 補助金 相当額	支払済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越金	うち国庫 補助金 相当額		

(記載要領)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで)を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を必要とするものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の費目を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の項目を用いて記載すること。
2. 地方自治体の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1. ただし書により国の歳出予算科目欄においては補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の費目を記載する場合において、これに対応する経費の配分を目の内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書 () をもって付記すること。